

看護学教育評価

再評価報告書

受審校名 奈良県立医科大学医学部看護学科

(本評価実施年度) 2022年度

(再評価実施年度) 2025年度

(作成日) 2026年 3月 13日

一般財団法人 日本看護学教育評価機構

I. 総合判定の結果

(**適合** 不適合)

認定期間：2026年4月1日～2030年3月31日

II. 総評

奈良県立医科大学医学部看護学科は、2022年度に日本看護学教育評価機構（以下、機構とする）による看護学教育評価を受審したが、当初は改善・検討を要する課題が認められたため、判定は保留となった。その後、機構から提示された改善勧告および検討課題に対し、看護学科として地道な取組みが進められ、看護学教育の質改善を目指した改革が推進されてきた。

今回の看護学教育評価再評価においては、大学より提出された「看護学教育評価再評価改善報告書」および根拠資料に基づき書面調査が実施され、総合的に「適合」と判定された。

改善勧告1における教育目標とディプロマ・ポリシーの整合性については、看護学科の領域全ての教授が参加する看護学科運営会議において、両者の関連性および一貫性が精査され、教育目標とディプロマ・ポリシーの改正が行われた。さらに、ディプロマ・ポリシーに基づく卒業時アウトカムが新たに策定され、学生の自己評価と教員評価の実施、ならびにフィードバック体制の整備が進められている。教学マネジメント体制も見直され、PDCAサイクルが機能する仕組みが構築されたことは、今後の教育改善に向けた持続的な基盤となることが期待される。

改善勧告2におけるディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性については、看護学科運営会議でカリキュラム・ポリシーの見直しと改正が行われている。また、カリキュラムマップの修正および新たなカリキュラムツリーの作成により、ディプロマ・ポリシーと各科目の関係が可視化された。シラバス作成要領の整備と、教員向けの説明会の実施により、授業設計の質向上が図られている。今後は、各科目の学修目標とディプロマ・ポリシーとの整合性を継続的に点検・評価するシステムの充実が望まれる。

改善勧告3における看護学科長の選考基準の明確化については、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議会において、看護学科長の人物像や条件等を検討され、新たに「看護学科長選考基準」が制定されたことにより、選考の透明性と妥当性が向上した。今後も、看護学士課程の統括責任者として看護学教育研究の実績がある者が務めることを期待する。

改善勧告4の予算編成・配分・執行における学科長の関与については、教育研究審議会において、看護学科の予算に関する審議体制が見直され、看護学科長および看護教育部長が予算の審議・決定に関与できるよう改善された。これにより、各教員の教育研究活動における自律性を保障する予算システムが整備された。

以上の取組みは、看護学教育の質向上に向けた大学の真摯な姿勢を示すものであり、今後も整備された体制のもと、持続的かつ実効性のある教育改善が進められることを期待する。

Ⅲ. 改善勧告への取組み・改善結果の評価

改善勧告1

ディプロマ・ポリシーに定める卒業時に求められる能力と、教育目標との連関は明確でなく、ディプロマ・ポリシーと教育目標は整合していない。加えて、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力が獲得されたか否かを判断する指標は整備が十分でないため、教育目標の連関を見直して整合させるとともに、学習成果の達成状況を総合的に判断する評価指標を開発するよう改善が求められる。

取組み・改善結果の評価

本評価時の指摘状況に対して、教育目標の改正、ディプロマ・ポリシーの改正、卒業時アウトカムの策定、評価およびフィードバック、教学マネジメント体制の整備について、検討と改善が行われている。

・教育目標とディプロマ・ポリシーの連関および整合性の点検と改正

教育目標とディプロマ・ポリシーの連関および整合性に関する課題に対し、看護領域の全ての教授が参加する看護学科運営会議において点検が行われている。その結果、教育理念・教育目標・3ポリシーを検討し、教育目標とディプロマ・ポリシーを改正している（資料1-1）。具体的には、教育目標は、大学の教育の理念に基づき、看護学科の教育で重視する「倫理観」「探求心」「知識」「実践力」「他職種との連携」の5つの要点を抽出し、文言を改正している。ディプロマ・ポリシーは、5つの教育目標ごとに、卒業時に求められる能力（資料1-1、1-2）を示しており、課題に対する対応が見られる。ただし、改正したディプロマ・ポリシーのうち、「5. コミュニケーション能力、チームマネジメント」では「地域社会における健康課題を把握し、保健医療における関連職種との協働やヘルスケアシステムにおけるマネジメントができる」と改正されているが、学部の卒業時の到達レベルとしては高いと考えられること、また、教育目標に記載されている「保健、医療、福祉」から「福祉」が除外されている点は、整合性の観点から一層の検討を実施することを期待する。改正した教育目標とディプロマ・ポリシーは、関係する会議体等に周知され、2024年2月に教育研究審議会で審議され、役員会において最終的な決定が行われており、組織における情報の共有と意思決定が行われていると評価できる。

・卒業時のアウトカムの策定および評価とフィードバック

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力の獲得を判断するための卒業時アウトカムを、新たに策定しているアウトカム基盤型教育の概念に基づき、28項目のコンピテンシーを検討し、コンピテンシーごとの能力の到達度を査定している（資料1-3、1-4、1-5、1-6）。また、ルーブリックやレーダーチャートを用いて、学生と教員が同一の評価指標で到達レベルを確認できるように工夫をしている（資料1-4、1-6）。一方で、評価指標の表現や、到達度評価方法における計算式が分かりにくい部分があり、評価の信頼性や妥当性については、今後も、評価の実施と、学生・教員双方からのフィードバックを確認しながら、継続して内容の充実を図られることを期待する。

・教学マネジメント体制の整備

教務委員会が所掌していた3つのポリシー、卒業時アウトカム、カリキュラムの企画・立案は、新たに設置した看護学科カリキュラム検討委員会で所掌することとしている。さらに下部組織であるカリキュラム検討部会、および、教育評価委員会にも学生が参画できるよう整備され、学生の意見が反映される仕組みができています（資料1-8、1-9、1-10、1-11）。以上のことより、看護学科の教育を点検および評価する教学マネジメント体制の充実が図られ、的確な取組みがなされていると評価できる。

教育目標とディプロマ・ポリシーの連関および整合性の点検と改正の課題に対して、全般的な見直しが行われており、あらたに整備した卒業時のアウトカムの策定および評価とフィードバックを含めて、本機構の求める水準に達していると判断する。組織的な自己点検・評価を行うためのPDCAサイクルが円滑に機能するよう、教学マネジメント体制を見直し、各会議体で所掌する役割を明確化した取組みも一定の評価ができる。今後は、整備された組織体制のもと、評価・改善のサイクルを実効性のあるものとし、さらなる教育の改善に取り組まれることを期待する。

改善勧告2

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの対応関係は明確でなく、両者の整合性は認められないため、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの連関を見直し、整合させる必要がある。加えて、教育課程がカリキュラム・ポリシーに示す編成・実施方針に整合し、一貫したものであるかを検証するとともに、学生等にかリキュラムの体系性を分かりやすく示すよう改善が求められる。

取組み・改善結果の評価

本評価時の指摘状況に対して、すべての看護領域教授が参加する看護学科運営会議において、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性、カリキュラム・ポリシーに基づいた一貫した教育課程および学生への提示について、検討と改善が行われている。

・ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性の改善

看護学科では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対応関係や整合性の不確かさを課題として認識し、複数の会議を通じてカリキュラムの見直しが行われた。ディプロマ・ポリシーに連関した教育課程の編成・実施方針の検討がなされ、教育内容・教育方法・学習成果の3点から構成されるカリキュラム・ポリシーを策定した（資料1-1、1-2）。教育内容では、カリキュラムの編成と各区分に配置する科目に育成するディプロマ・ポリシーについて明記されている。教育方法では、授業形態や主体的な学修を推進する学修方法を提示することを示している。学習成果の評価では、シラバスに評価方法を明記すること、また、成績の評価基準について履修要領に定めることを記している。改正のプロセスにおいては、教員へ改正案を周知し、意見を集約するプロセスを経て決定している。

・カリキュラム・ポリシーに基づいた一貫した教育課程および学生への提示

カリキュラムの体系性を学生に明確に伝えるために、カリキュラムマップの修正とカリ

キュラムツリーの新規作成が行われ、ディプロマ・ポリシーと各科目との関係が視覚的に整理された(資料2-1、2-2)。カリキュラムマップは、改正した教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに基づき、科目ごとに卒業時に求められる能力との関連を示すようにしている。さらに、シラバス作成要領(資料2-3)を整備し、全教員への説明会を実施するなど、ディプロマ・ポリシーに基づく科目設計と学習成果の明示を図っている。今後は、各科目がディプロマ・ポリシーの達成に資する目標、内容、指導方法、評価方法となっているのかを点検・評価するシステムの一層の充実を期待する。

本評価時の指摘に対し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性に関しては、複数の会議を通じてカリキュラム・ポリシーを見直し、教育内容・教育方法・学習成果の3点からなる新たなものを策定した。また、カリキュラムマップの修正とカリキュラムツリーの作成により、ディプロマ・ポリシーと各科目の関係性を可視化した。加えて、シラバス作成要領を整備し、全教員への説明会を実施することで、ディプロマ・ポリシーに基づく科目設計を推進した。一連の取組みと成果は、本機構の求める水準に達していると判断する。

改善勧告3

看護学科長を選考する際の人物像や条件等に関する大学の考え方、学長による指名がいかなる基準で行われるものかに関しては、「受審校への質問に対する回答書」に加えて実地調査においても明確な回答を得ることができなかった。看護学科長は看護学学士課程を統括し牽引するリーダーとしての役割・責任を担う者であり、その選考は教育組織の自律性、発展性にかかわる重要事項といえる。現時点において現行規程と慣例を超える選考基準の制定準備には至っていないため、その重要性をふまえて、選考基準を明確化するよう改善が求められる。

取組み・改善結果の評価

看護学科長の選考基準は、教育研究審議会において看護学科長の人物像、条件等について検討され、新たに「看護学科長選考基準」(資料3-1)が制定され、明確化されたことから、水準を満たしていると判断する。なお、今後も看護学学士課程の統括責任者として看護学教育研究の実績がある者が務めることを期待する。また、現在の看護学科長の選考方法は学長の指名となっているが、看護学科教員の意見を反映した選考方法の検討も期待する。

改善勧告4

看護学科の予算編成・配分・執行における看護学科長の関与・責任は不明確であることに加えて、教育研究等にかかわる学科内の予算配分・執行は領域責任者の裁量に依拠しており、教員の自律的・主体的な諸活動を阻んでいる。看護学科の独自性、各教員の自律性を保証する予算システムを構築するよう是正されたい。

取組み・改善結果の評価

看護学科の予算編成・配分・執行は、教育に関する重要事項を審議する教育研究審議会において取り扱うこととされ、教育研究審議会の構成員である看護学科長および看護教育部長（資料 4-1）が予算の審議・決定に関与できるよう改善されており、水準は満たされていると判断する。また従来、教室の最上位職位によって予算配分が決定されていた方法を改善し、教室ごとに定めた係数 1 および教室に配置されている専任教員の最上位職位に対応した係数 2 に基づいた配分額を決定する基準が新たに設けられた（資料 4-2）。これにより、予算の配分において教員の主体的な教育・研究活動を最低限保障する仕組みが整えられたと評価する。しかしながら、所属領域により各職階に配分される研究費にはばらつきがあることから、適正な研究費の配分がなされているかを定期的に検証し、継続的に検討されることを期待する。

IV. 検討課題への取組み・検討結果の評価

検討課題 1

看護学科の教育目標と大学が定める理念・方針等の連関は明確でなく、一貫性を確認することができない。これらの関係性を点検して整合性を見直すとともに、大学の理念・方針等を看護学科の教育目標に具現化するよう検討する必要がある。

取組み・検討結果の評価

改善勧告 1 の課題とともに見直しが行われ、大学の教育の理念から看護学科の教育において重要となる 5 つの要点を抽出し、教育の理念と一貫した看護学科の教育目標が設定されており（資料 1-1、1-2）、教育目標は理念との関連がみられ、水準に達していると判断する。

検討課題 2

各科目の学習到達状況等の評価を学生にフィードバックする体制は整備されていないため、看護学科として効果的なフィードバックのあり方について点検・評価し、科目等に適したフィードバックが行われるよう検討する必要がある。

取組み・検討結果の評価

看護学科の領域の全ての教授が参加する看護学科運営会議で、教育の理念、教育目標および 3 つのポリシーの整合性および一貫性を見直し、新たに卒業時アウトカムを策定されている（資料 1-3）。また、策定された卒業時アウトカムを用いて、各学年修了時に学生の自己評価と教員による客観的評価を行い、その結果を学生にフィードバックする体制を整備しており、水準に達していると判断する。

検討課題 3

臨地実習におけるハラスメント予防、発生時の対応等に関しては、ハラスメントに係る大学規程に依拠しているが、臨地実習に特有のハラスメントの予防と発生時の対応について

検討し、学生・関係者に周知するとともに発生防止に努めるよう対応が必要である。

取組み・検討結果の評価

ハラスメントの防止等に関する規程を所管する学生支援委員会において、実習に特有のハラスメントの防止策や発生した場合の対応等を検討したうえで、学生に対するハラスメント対応フロー図(資料5-3)が作成され、全教員や学生に周知する取組みがなされている。また、学生に対するハラスメント対応フロー図を実習要綱に掲載し、2025年度からのガイダンスや実習オリエンテーションで周知するとしており、水準に達していると判断する。

改善勧告・検討課題以外の対応について

臨床教員等の任用基準に関しては、附属病院の場合は「奈良県立医科大学看護教育講師規程」に則っているが、その他の実習施設の臨床教員等については定めがない。

取組み・検討結果の評価

「奈良県立医科大学医学部看護学科臨地実習講師の称号の付与に関する規程」(資料6-1、6-2)を制定され、臨地実習時における学生の指導・調整・評価の担当者を明確にされている。制定した規程に準じ、2024年度は14名(12施設)に臨地実習講師の称号付与がされ、さらに2025年度は新規で4名(4施設)の称号付与を行う予定であるという取組みをされており、水準に達していると判断する。

以上